

令和3年度 事業報告

社会福祉法人芳醇会

令和3年度においても、介護保険法ならびに障害者総合支援法に基づく各サービスを総合的に提供してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況は変異株の出現により、以前にもまして感染力が強く、度重なる波に見舞われ、滋賀県内の一部事業所においては、職員あるいは利用者の感染に端を発した集団感染（クラスター）が発生し、やむを得ず一時的なサービス提供を休止するなどの状況が生まれました。

このような状況下、当法人事業所においては「感染しない」「感染させない」を念頭に、基本的な感染予防を徹底するとともに、2回にわたる職員のPCR検査を実施するなど、利用者に安心して利用いただける事業所環境の保持に努めてきました。

新型コロナウイルスによる感染は今後とも予断を許さず、引き続きの予防対策を施すことにより、介護を必要とする高齢者や支援を必要とする障害者が、安全で、安心して利用できる事業所であり続けることが、この地に立地し、地域とともに歩む事業者としての責務であることを一層認識した一年でした。

I 法人運営

社会福祉法を遵守し、社会福祉法人に求められる責務を認識するとともに、一層、透明性の高い、かつ公正な法人運営に務めました。

1. 評議員、理事および監事

評議員、理事および監事の任期が、令和2年度会計決算認定に係る評議員会終了時に満了となったことから、それぞれの選任手続きに沿って選任し、委嘱を行いました。

評議員	
氏名	任期
朝日幸彦	令和3年5月27日から令和6年度会計決算認定に係る評議員会終了時まで
上野幸一	
柴田欽司	
鳥塚孝久	
中川勲	
新田専信	
涌井理夫	

理事	
氏名	任期
朝日康彦	令和3年5月27日から令和4年度会計決算認定に係る評議員会終了時まで
岩崎英俊	
江村芳文	
片岡健策	
嶋崎良政	
吉田重剛	

監事	
氏名	任期
奥田保	令和3年5月27日から令和4年度会計決算認定に係る評議員会終了時まで
岩田幸喜	

2. 理事会、評議員会の開催状況

理事会ならびに評議員会の開催にあつては、今年度においても新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律第194条の規定（評議員会の決議の省略）および社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）の規定に基づき、書面による提案となりました。

(1) 理事会の開催

第1回（令和3年5月13日）

- ①令和2年度事業報告および決算の承認について
- ②次期評議員の選任について
- ③理事および監事の任期満了について
- ④評議員会の開催について

第2回（令和3年5月27日）

- ①理事長および業務執行理事の選定について

第3回（令和3年7月9日）

- ①就業規則、給与規程の一部改正について

第4回（令和4年3月3日）

- ①令和4年度事業計画および予算について
- ②運営規程の一部改正について
- ③情報システムの導入（情報システム管理規程）について

④評議員会の開催について

(2) 評議員会の開催

第1回（令和3年5月27日）

①令和2年度事業報告および決算の承認について

②理事および監事の選任について

第2回（令和4年3月24日）

①令和4年度事業計画および予算について

3. 情報の公開・公表

ケアステーションかけはしが提供する各般の事業の内容について広く公表しました。

①「介護サービス情報公表システム」および「障害福祉サービス等情報公表システム」により利用者等の利便を図る一助としました。

②「健康福祉サービス評価システム」により、事業者が提供するサービスを自らが評価し課題を導き出し、その解決に向けた取組を進めることによりサービスの質の向上を目指しました。

③「財務諸表等電子開示システム」により、内部留保などの余裕財産等について明らかにしました。

また、法人定款、役員名簿、貸借対照表、財産目録、事業報告書などについても、ホームページや事業所窓口での閲覧に供しました。

4. 職場環境の整備と人材の確保と育成

ケアステーションかけはしが提供するサービスの充実を図っていくためにも、働きやすい職場環境の醸成と人材の確保と育成が急務です。

(1) 職場環境の醸成のために

就業規則については、平成31年2月に、就労時間を午前8時から午後5時までに変更し、これに合わせて、各事業所のサービス提供時間を一部短縮するなど、従業員の働き方の意識向上を目指しました。

そして、今年度、新たに「母性健康管理の措置」や「育児・介護休業、この看護休暇等」等を追加し、あわせて、「育児・介護休暇等に関する規程」、「ハラスメント防止規程」を整備して、働きやすい職場環境を実現するための方向性を明らかにしました。

(2) 介護人材の確保と育成

提供している各サービスの内容をより充実させ、利用者に満足していただけるためにも、現在の職員体制の増員を図らなければなりません。

ハローワークや滋賀県社会福祉協議会「湖北介護・福祉人材センター」を通し、また、インターネットを通じた人材派遣会社のWEBページによる紹介、就職説明会（滋賀県介護・福祉人材センター主催）やハローワーク主催の「保活直前！お仕事探し応援ウィーク合同企業説明会」にも参加、あるいは現任職員の紹介などの方法を用いて人材確保に努めました。

また、今年度においては、特定技能外国人の雇用が実現しました。今後においても、必要に応じて外国人の雇用について検討していくこととしています。

これら人材の確保とともに、現任職員の資格取得への支援、内部研修の充実、キャリアアップ研修への派遣など、それぞれに積極的な支援を行うことにより、より一層質の高いサービスの提供に資する取組が今後とも必要になってきます。

(3) ICT（情報通信技術）化に伴うに情報管理システムの導入

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行う一連の業務について、令和3年度の介護報酬改定に関連し、介護支援専門員の負担軽減や効率化のためのICT導入・整備について検討を行ってきました。

その結果、居宅介護支援事業所を含むすべてのサービス提供事業所において、パソコン、モバイルモバイル（スマートフォン、タブレット）を導入することにより、職員の負担軽減、業務の効率化、ペーパーレス化を図ることを目的に情報システムを構築し、今後の業務運営に反映させていくこととしました。

このシステム構築に関わっては、国のIT導入補助金を活用することとし、令和4年7月の運用開始を目指しています。

5. 効率的な施設管理

(1) 省エネ診断（専門家派遣）の実施

公益財団法人滋賀県産業支援プラザが進める中小企業の省エネ診断支援事業応募し、エネルギーの専門家の派遣をしていただき、診断を行っていただきました。

この診断は、年間の原油換算エネルギー使用量が1500キログラム未満の事業者が対象で、専門家による省エネのための対策を提案していただくものです。

9月に、その診断結果に基づく報告書の提出がありました。その内容（一部）は、建物の構造上、南に面した窓の遮熱フィルムを張り替えることにより外部エネルギーの入射、内部エネルギーの放射を防止する。また、照明は、主設備が蛍光灯であることから、LED照明化することなど、使用エネルギーとその経費、設備使用のバランスについて分析していただきました。

II 事業運営

社会福祉法ならびに社会福祉を目的とするその他の法律の基準を踏まえ、昨年度に引き続いて徹底した新型コロナウイルスによる感染予防を施し、安全で安心して各サービスを受けていただける環境保持に努め、適正なサービスの提供に努めてきました。

また、令和3年度の報酬改定に伴い義務化および対策が求められる「虐待の防止のための措置に関する事項」、「感染症の発生およびまん延等に関する取組」、「ハラスメント対策」等について、各事業所運営規程に織り込むとともに、具体的な要綱、マニュアルを作成し、令和4年度4月1日からの重点項目として位置づけました。

1. サービス提供事業等の概況

法人定款に基づく第二種社会福祉事業の老人居宅介護等事業（訪問介護）、障害福祉サービス事業（生活介護を含む）、老人デイサービスセンター事業（通所介護）、移動支援事業を、公益事業として居宅介

護支援事業（ケアマネ業務）を、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めてきました。

これらの事業実施にあたっては、滋賀県や長浜市の行政機関、地域の居宅サービス事業者や保健医療サービスおよび福祉サービス事業者などとの緊密な連携を図る中での総合的なサービスの提供に努めてきました。

また、令和2年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染に対する徹底した予防対策を講じ、継続してサービスの提供が図れるよう努めてきました。

収益事業としての太陽光発電による電気の供給事業は、従来の高月町東柳野、あさひ事業所、および湖北町津里の設備について、今日までと同様に適正な管理のもとに運用し、売電により生まれた収益は社会福祉事業および公益事業の運営に充当してきました。

2. サービス提供事業等の実績

(1) 介護保険法に基づく事業

①訪問介護事業（事業所指定／平成19年5月1日）

※直近の指定更新 令和元年5月1日

※総合事業訪問介護（事業所指定／平成30年4月1日）

※直近の指定更新 令和元年5月1日

利用者が、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助に努めました。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
延利用者数	32人	363人	671人	1,161人	1,526人	473人	390人	4,616人
2年度	77人	236人	760人	1,296人	2,116人	631人	242人	5,358人

■サービス提供時間等

営業日 月曜日から土曜日まで

サービス提供時間 午前8時から午後5時まで

②通所介護事業（事業所指定／平成19年6月1日）

※直近の指定更新 令和元年6月1日

※総合事業通所介護（事業所指定／平成30年4月1日）

※直近の指定更新 令和元年6月1日

利用者が、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう通所介護計画を作成し、計画に沿って入浴、排せつ、および食事の提供、その他の生活全般にわたる援助を行い、また、必要な日常生活上の支援および機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上の支援に努めました。

開所日数 306日

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
延利用者数	47人	515人	1,770人	1,839人	1,634人	728人	687人	7,220人
2年度	56人	509人	1,923人	2,606人	1,615人	740人	580人	8,029人

■サービス提供時間等

営業日 月曜日から土曜日まで
 サービス提供時間 午前9時10分から午後3時15分まで
 (リハビリデイ) 午後零時から午後3時15分まで

④居宅介護支援事業（事業所指定／平成19年5月1日）

※直近の指定更新 令和元年5月1日

利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意思を尊重して適切な保健医療サービスや福祉サービスも含めて、多様な事業者から総合的、効率的に居宅サービスが提供されるよう配慮して支援を行いました。

	居宅介護支援	予防マネジメント
延取扱件数	942件	199件
2年度	1,213件	270件

■サービス提供時間等

営業日 月曜日から金曜日まで
 サービス提供時間 午前8時から午後5時まで

(3) 障害者総合支援法に基づく事業

①障害福祉サービス事業（事業所指定／平成19年5月1日）

※直近の指定更新 令和元年5月1日

利用者が居宅において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況やその置かれている環境に応じて、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、生活等に関する相談など、生活全般にわたる支援に努めてきました。

なお、同行援護については、職員体制等の事情により、平成31年4月21日から休止しています。

	居宅介護	同行援護	合計
延利用者数	87人	休止	87人
2年度	100人	休止	100人

■サービス提供時間等

営業日 月曜日から土曜日まで
 サービス提供時間 午前8時から午後5時まで

②生活介護事業（事業所指定／平成23年4月1日）

※直近の指定更新 平成29年4月1日

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に入浴、

排せつ、食事の介護、創作活動および生産活動の機会の提供等に努めてきました。

開所日数 277日

	障害者支援区分						合 計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
延利用者数	—	—	243人	406人	623人	751人	2,023人
2年度	—	—	140人	440人	763人	1,030人	2,373人

■サービス提供時間等

営業日 月曜日から金曜日および第2第4土曜日

サービス提供時間 午前9時30分から午後3時35分まで

(4) 太陽光発電による電気の供給事業

収益事業としての太陽光発電事業は、法人の社会的使命を認識し、非常災害時における電気の供給を意識しつつ、法人経営の強固な財政基盤を構築することにより、継続的に安定した福祉サービスの提供を図るために平成27年2月から取り組みを始めました。

その後、平成30年度にあさひ事業所の施設屋根および敷地内余地を活用する発電設備を設置、令和元年度においては、有限会社サンケアが平成26年9月から運用されてきた設備の権利譲渡を受け、令和2年10月7日から法人としての運用を開始し現在に至っています。

①東柳野発電所

発電設備の所在地 長浜市高月町東柳野412番1外2筆

所在地の面積 3,016.61㎡

所在地の所有者 京都市左京区南禅寺下河原町33番地1

関西建物管理サービス株式会社

※土地賃貸借契約 平成27年7月3日から平成47年7月31日まで

発電出力 250kw

②あさひ事業所発電所

発電設備の所在地 長浜市湖北町山本字木入道4321-1外1筆

発電出力 49.5kw

③津里発電所

発電設備の所在地 長浜市湖北町津里60番地

発電出力 100kw

4. サービス提供関連事項

(1) 滋賀県関係 (集団指導)

集団指導とは、介護報酬の改定が施行される際にすべての事業所を集めて、その概要について説明し、各事業所における報酬算定に関わる指導を行うことをはじめ、年度中に該当する事業所に対する実地指導を行った際の指摘事項をもとに、適切な指導を主たる目的に介護保険事業、障害者福祉サー

ビス事業ともに毎年度実施されています。

しかしながら、令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度はオンライン形式による指導、令和3年度は指導部局のホームページに指導資料を掲載する方法で実施されました。

(2) 長浜市関係（居宅介護支援事業所集団指導）

居宅介護支援事業所の集団指導についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ観点からオンラインによる会議方式で3月24日に開催され、介護支援専門員が出席しました。

(3) 体験等受入れ関係

毎年度受け入れを行っていた大学生の「介護体験」や中学生の「職場体験」、「地域貢献活動」にあっても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、実施主体における中止や法人の判断による受け入れ辞退の判断を余儀なくされました。

(4) 情報公開関連

- ①健康福祉サービス自己評価（障害福祉サービス）の実施・公表（4月）
- ②障害福祉サービス等情報公表システムでの事業所情報（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・生活介護）の公表（5月）
- ③法人現況報告書提出（6月）
- ④財務諸表電子開示システムでの財務諸表の公表（6月）
- ⑤介護サービス情報報告システムでの事業所情報（訪問介護・通所介護・居宅介護支援）の公表（1月）
- ⑥健康福祉サービス自己評価（介護保険・高齢福祉サービス）の実施・公表（3月）

(5) 苦情受付状況

13件	内訳	訪問介護	3件
		通所介護	7件
		生活介護	3件

(6) その他

①職員のPCR検査の実施

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、介護福祉ならびに障害福祉サービスを提供する事業所の従業者を対象に、唾液を検体とするPCR検査の受検を進められており、当法人事業所においても利用者の安全を確保して、安心してサービスを受けていただくために、すべての職員を対象に実施しました。

検査実施日	令和2年9月3日（金）	42人
	令和4年2月18日（金）	39人

②コロナウィルス感染拡大防止に関連する補助金関係

ア 長浜市障害福祉サービス事業所等感染症対策給付金

交付額 200,000円

新型コロナウイルス感染症の拡大時であっても、感染症対策を徹底しながら継続的な障害福祉サービスの提供のために、感染症拡大予防対策の強化及び充実に資する目的として給付金が交付される。

イ 滋賀県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金

補助金額 30,000円

介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症の感染者等に該新型コロナウイルス感染症対策を継続的に行うために令和3年10月から12月までの間に購入する衛生用品等の経費に補助される。

ウ 長浜市介護サービス継続支援事業補助金

補助金額 96,000円

新型コロナウイルス感染症の感染者等に該当した人に対して、自宅待機中に訪問介護・訪問看護等のサービスを提供した介護保険サービス事業所に対し、サービスに直接従事した職員への手当を支給することを目的として補助金が支給される。

エ 滋賀県新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金

補助金額 261,000円

訪問介護 131,000円

通所介護 130,000円

新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響を最小限にすることを踏まえ、事業所等が関係者との緊密かつ密接な連携のもとに、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常では想定されないかかり増し経費等に対して支援を行うため、代替サービス等に関する取組の経費に対して補助金が交付される。